

《 平成29年 5月事例 》

1	発生日	5月10日	発生場所	多久市
---	-----	-------	------	-----

多久市の被保険者から多久市役所市民生活課保険年金係に不審電話の相談があった。架電の主旨を尋ねたところ、以下のとおりであった。

午前9時頃、市役所国保担当の“サカモト”を名乗る男性から「医療費の還付の件で文書を出していたが手続きは済みましたか？」という電話があった。この電話を怪しく思った被保険者は息子に聞いてみるという電話を切った。

不審に思った被保険者が市役所に相談されたことにより本事案が発覚した。

2	発生日	5月19日	発生場所	吉野ヶ里町
---	-----	-------	------	-------

被保険者より以下の電話相談があった。

午前10時過ぎに「還付金が19,595円あるが、その手続きが今日までとなっている」との電話があった。被保険者が半信半疑で、かかってきた電話番号へ電話をかけ直すと、県の福祉課と名乗る者が出て、同じ還付金のことを話したので、ATMで操作を行なった。

その際、電話の相手に口座番号と暗唱番号を教えてしまい、振り込み等はしていないと思うが、カードで操作をしていたので、通帳はまだ見ておらず、被保険者も不安だったので役場に電話したとのことだった。

3	発生日	5月22日	発生場所	武雄市
---	-----	-------	------	-----

武雄市に被保険者から不審電話について、2件の相談があった。架電の主旨については、以下のとおりであった。

- ① 午前10時30分頃、武雄市在住の被保険者宅に武雄市役所保険課の職員（アサノ）を名乗る人物から、「平成23年から27年の5年分の保険料の還付について、平成28年の11月頃に通知文書を送付していた。取引口座を教えて欲しい。」という電話があった。

取引のある金融機関名を伝えると、「金融機関と保険課の方で連絡を取り合って処理を進める。」とのことであった。被保険者が、11月の通知文書を再度送付してもらうよう話したところ、「分かりました。」との返事があり、電話が終了した。

この件について、不審に思ったご本人から市役所へ連絡が入ったことにより本事案が発覚した。

- ② 13時頃、武雄市在住の被保険者宅に武雄市役所職員を名乗る女性から、「保険料の還付についてハガキを送付していた。」という電話があった。

家族が電話に出ていたため、被保険者にハガキの受取の確認をしている間に電話が切れていた。

この件について、不審に思った家族から市役所へ連絡が入ったことにより本事案が発覚した。